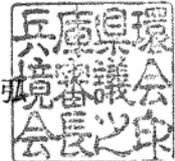


環境審議会答申第82号
平成20年8月22日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県環境審議会会長 天野明



ディーゼル自動車等運行規制のあり方について（答申）

平成19年11月30日付け諮問第97号で諮問のありました標記のことについて、
別紙のとおり答申します。

(別紙)

ディーゼル自動車等運行規制のあり方について

兵庫県では、平成 15 年 8 月に兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を策定し、自動車NO_x・PM法の対策地域において、平成 22 年度までに二酸化窒素 (NO₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) について環境基準を達成することを目標としている。

そのため、NO₂及びSPMの環境基準の早期達成・維持を目指し、平成 15 年 10 月に「環境の保全と創造に関する条例」を一部改正し、平成 16 年 10 月からディーゼル自動車等の運行規制を実施しているところである。

ディーゼル自動車等運行規制については、条例附則で平成 20 年度を目途にその効果を検証し、必要な措置を講ずるものとされているため、運行規制を行ってきた条例の 3 年間の実績及び効果並びに平成 22 年度における大気環境の将来濃度予測の検証を行った。

その結果、規制地域内の大気環境は改善の傾向にあり、条例規制を平成 22 年度まで継続することにより、法対策地域内において環境基準は達成され、廃止した場合には、一部の地点で環境基準を超過するとの予測が得られた。

このことから、運行規制については下記のとおり進めていく必要がある。

記

- 1 目標年度の環境基準達成のためには、条例規制を継続する必要がある。
- 2 条例規制の実効性を担保するため、カメラ検査等の体制を維持し、不適合車の流入規制を徹底するとともに、中小企業者等の負担軽減を図り、最新規制適合車への代替を促進するため、補助・融資制度を継続する必要がある。
また、条例の不知、誤認による違反がないよう関係団体への周知を図るとともに、普及啓発を引き続き行う必要がある。
- 3 条例規制の存廃時期については、平成 22 年度を一つの区切りとして、環境の状況等を考慮したうえ、以降の規制についての方向性を再度検討し、決定するのが望ましい。